



# 役員等報酬規程

社会福祉法人筑波記念会

## 第 1 条 (目的)

1. この規程は、社会福祉法人筑波記念会の役員の報酬及び費用弁償の額、並びにその支給方法について定めるものである。

## 第 2 条 (定義)

1. 本規程でいう役員とは、理事、評議員及び監事をいう。

## 第 3 条 (役員報酬)

1. 役員の報酬は、支給しないものとする。

## 第 4 条 (役員の交通費)

1. 理事及び監事が理事会に出席したときには、交通費を支払うものとする。
2. 評議員が評議員会に出席したときには、交通費を支払うものとする。

## 第 4 条 (役員の勤務報酬等)

1. 理事又は評議員が理事会または評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のために業務に当たった場合は、報酬として日額10,000円及び交通費を支払う。
2. 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会い及び運営状況の指導又は監査の業務に当たった場合は、報酬として日額10,000円及び交通費を支払う。

## 第 5 条 (出張旅費)

1. 役員が法人業務のため出張する場合は、次の表による日当及び旅費を支給する。
2. 業務遂行に必要な経費は、実費を支給する。
3. 旅費等は原則として精算による支払いとするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。
4. 役員がやむを得ず自家用自動車を使用して出張した場合は、目的地までの往復キロ数に30円を乗じた金額を支給する。

### 県内出張の場合

職 名	日 当	交 通 費	宿 泊 費
理 事	10,000円	実 費	上限10,000円
監 事	10,000円	実 費	上限10,000円
評 議 員	—	実 費	—

県外出張の場合

職 名	日 当	交 通 費	宿 泊 費
理 事	10,000円	実 費	上限20,000円
監 事	10,000円	実 費	上限20,000円
評 議 員	—	実 費	—

第 6 条 (兼務役員)

1. 法人の役員を兼務する職員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限りこの規程を適用することができる。

附 則

1. この規程は、平成31年 4月1日から制定、実施する。